

仙台市消費生活センターからのお知らせ

住まいについての主な相談窓口のご案内

住まいや不動産取引に関して困ったときなどに相談することができる、専門の窓口をご案内します。また、契約にあたり心配や不明な点などがあれば、消費生活センターにご相談ください。

◆ 住まいの困った、どうしたらいいの？というとき、住宅に関する相談にお答えします。

- ・ 住宅の瑕疵などに関する建築士による電話相談
- ・ 弁護士と建築士による無料対面相談 ※対象となる要件あり
- ・ リフォームの見積チェック など

【お問合せ先】住まいるダイヤル（財団法人 住宅リフォーム・紛争処理センター）

電話受付：月曜～金曜日（休日、年末年始を除く）の午前10時～午後5時まで

電話：0570-016-100

◆ 不動産取引に関する無料相談

【お問合せ先】社団法人 宮城県宅地建物取引業協会

電話受付：月曜～金曜（休日、年末年始、夏季休暇等を除く）

午前9時～午後5時（午後0時～午後1時を除く）

電話：022-266-9807

◆ 不動産に関する相談・区役所等特別相談窓口

① 法律（賃貸借・不動産 など） ※法律相談のみ予約が必要

② 不動産登記・行政手続

③ 宅地・建物（売買や契約 など） ※宅地・建物相談は青葉区のみ実施

各区役所・宮城総合支所ごとに実施日が異なりますので、直接問合せ先にご確認ください。

【お問合せ先】各区役所区民生活課・宮城総合支所まちづくり推進課

◆ ローンの返済が困難になった場合など、債務の私的整理についての相談先

【お問合せ先】個人版私的整理ガイドライン運営委員会

電話受付：平日 午前9時～午後5時

電話：0120-380-883

◆ 住宅の復旧（建替え・購入、補修）するための資金の借入れなどのご相談

【お問合せ先】住宅金融支援機構お客様コールセンター

電話受付：午前9時～午後5時（祝日、年末年始は休業）

電話：0120-086-353

※災害専用ダイヤル（被災された方専用）

各種支援制度については市政だよりや仙台市ホームページなどでご確認ください

消費生活に関して迷ったときや困ったとき、まずはお電話でご相談ください

なやむな
仙台市消費生活相談ダイヤル 022-268-7867

相談時間 9:00～18:00（年末年始を除く毎日）

場所 仙台市青葉区一番町4-11-1 141ビル5階

